

香川県条例第45号

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>(手数料の額) 第2条 略</p>			<p>(手数料の額) 第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく事務 別表第7 (8)～(12) 略</p>		
別表第7（第2条関係）			別表第7（第2条関係）		
種別	区分	金額	種別	区分	金額
1～11 略			1～11 略		
12 運転免許試験手数料	<p>(1) 大型自動車免許、<u>中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験</u> ア・イ 略 ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 (ア) 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下この項において「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 (イ) 略</p>	1件につき <u>7,050円</u>	12 運転免許試験手数料	<p>(1) 大型自動車免許又は<u>中型自動車免許に係る試験</u> ア・イ 略 ウ 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 (ア) 法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下この項において「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合 (イ) 略</p>	1件につき <u>7,400円</u>

	(2)～(6) 略	
13 仮運転 免許取得 者検査手 数料	(1) 大型自動車仮運転免許、 中型自動車仮運転免許又は 準中型自動車仮運転免許を 受けている者に対する法第 89条第3項の規定による検 査 ア 公安委員会が提供する 自動車を使用して受ける 場合 イ アに掲げる場合以外の 場合 (2) 略	1件につき6,700円  1件につき4,050円
14 再試験 手数料	(1) 準中型自動車免許に係 る再試験 ア 法第100条の2第2項 に規定する準中型自動車 の運転について必要な技 能について行う試験を公 安委員会が提供する自動 車を使用して受ける場合 イ アに掲げる場合以外の 場合 (2)～(4) 略	1件につき4,650円  1件につき2,000円
15～22 略		
23 技能検 定員審査 手数料	(1) 大型自動車免許、中型 自動車免許又は準中型自動 車免許に係る法第99条の2 第4項第1号イの規定によ る審査（以下この表におい て「技能検定員審査」とい う。） (2)～(4) 略	1件につき23,100円
24 略		

	(2)～(6) 略	
13 仮運転 免許取得 者検査手 数料	(1) 大型自動車仮運転免許 又は中型自動車仮運転免許 を受けている者に対する法 第89条第3項の規定による 検査 ア 公安委員会が提供する 自動車を使用して受ける 場合 イ アに掲げる場合以外の 場合 (2) 略	1件につき6,650円  1件につき3,650円
14 再試験 手数料	(1)～(3) 略	
15～22 略		
23 技能検 定員審査 手数料	(1) 大型自動車免許又は中 型自動車免許に係る法第99 条の2第4項第1号イの規 定による審査（以下この表 において「技能検定員審査」 という。） (2)～(4) 略	1件につき23,450円
24 略		



外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）

イ 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

(ア) 当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして令第43条第1項の表講習手数料の項の内閣府令で定める基準に該当する者に対する講習

(イ) (ア)に掲げる講習以外の講習

ウ 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の規

1回につき7,550円

1回につき4,650円

1回につき5,650円

外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習

(ア) 法第97条の2第1項第3号イ又は法第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う講習

(イ) (ア)に掲げる講習以外の講習

イ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習

1回につき5,200円

1回につき5,600円

1回につき2,250円

定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)

エ 小型特殊自動車免許の 1回につき2,000円

みを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）

オ 小型特殊自動車免許の 1回につき4,300円

みを受けている者に対する講習（法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）

(ア) 当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして令第43条第1項の表講習手数料の項の内閣府令で定める基準に該当する者に対する講習

(イ) (ア)に掲げる講習 1回につき2,000円

以外の講習 1回につき2,400円

カ 小型特殊自動車免許の 1回につき2,400円

みを受けている者に対する講習（法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づい

て行うものに限る。) |  
(13)・(14) 略

30・31 略

備考

- 1 略
- 2 略

審査細目	区 分	減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、 <u>中型自動車免許</u> 又は <u>準中型自動車免許</u> に係る技能検定員審査	略
	略	
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、 <u>中型自動車免許</u> 又は <u>準中型自動車免許</u> に係る技能検定員審査	略
	略	
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許、 <u>中型自動車免許</u> 又は <u>準中型自動車免許</u> に係る技能検定員審査	略
	略	
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許、 <u>中型自動車免許</u> 又は <u>準中型自動車免許</u> に係る技能検定員審査	略
	略	
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、 <u>中型自動車免許</u> 又は <u>準中型自動車免許</u> に係る技能検定員審査	略
	略	
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許、 <u>中型自動車免許</u> 又は <u>準中型自動車免許</u> に係る技能検定員審査	略
	略	

(13)・(14) 略

30・31 略

備考

- 1 略
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る技能検定員審査手数料の額は、23の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は <u>中型自動車免許</u> に係る技能検定員審査	4,000円
	略	
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許又は <u>中型自動車免許</u> に係る技能検定員審査	6,700円
	略	
3 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許又は <u>中型自動車免許</u> に係る技能検定員審査	2,450円
	略	
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は <u>中型自動車免許</u> に係る技能検定員審査	2,450円
	略	
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許又は <u>中型自動車免許</u> に係る技能検定員審査	2,000円
	略	
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許又は <u>中型自動車免許</u> に係る技能検定員審査	1,750円
	略	

7 略

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の23の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,450円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については850円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,100円を減ずるものとする。
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、別表第7の23の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

3 略

審査細目	区 分	減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、 <u>中型自動車免許又は準中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査	略
	略	
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、 <u>中型自動車免許又は準中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査	略
	略	
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、 <u>中型自動車免許又は準中型自動車免許</u> に係る	略

7 略

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、23の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,800円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については850円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,100円を減ずるものとする。
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、23の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については350円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については350円を減ずるものとする。

- 3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、その者に係る教習指導員審査手数料の額は、25の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許又は <u>中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査	4,000円
	略	
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は <u>中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査	1,350円
	略	
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許又は <u>中型自動車免許</u> に係る教習指導員審査	1,250円

	教習指導員審査	
	略	
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	略
	略	
5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	略
	略	
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	略
	略	
7 略		
備考		
<p>1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、別表第7の25の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,500円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については3,150円を減ずるものとする。</p> <p>2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、別表第7の25の項に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については250円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については100円を減ずるものとする。</p>		

	略	
4 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,550円
	略	
5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,550円
	略	
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円
	略	
7 略		
備考		
<p>1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、25の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,850円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については3,150円を減ずるものとする。</p> <p>2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、25の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については250円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については100円を減ずるものとする。</p>		



## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 次の各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号。以下「改正法」という。）附則第2条第2号に規定する限定が解除された者を除く。）に対する改正後の別表第7の規定の適用については、同表14の項中「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「4,650円」とあるのは「2,850円」と、「2,000円」とあるのは「1,950円」と、同表29の項中「2,150円」とあるのは「2,050円」とする。

(1) 改正法附則第2条の規定により準中型自動車免許とみなされる改正法による改正前の道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項の普通自動車免許を受けている者

(2) 改正法附則第5条の規定により準中型自動車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型自動車免許を受けている者

3 改正法による改正後の道路交通法第101条第1項の更新期間が満了する日（同法第101条の2第1項の規定による運転免許証の有効期間の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日）における年齢が70歳以上の者であつて、当該日がこの条例の施行の日から起算して6月を経過した日前であるものに対する同法第101条の4第1項の規定により行われる講習に係る手数料については、改正後の別表第7の29の項の規定（同項(12)に係る部分に限る。）にかかわらず、なお従前の例による。